

第72回国民体育大会（第73回冬季大会）鳥取県予選会 開催事業に係る留意事項について

1 委託費の対象経費について

この委託費の対象経費は、原則として**旅費・食糧費・消耗品費・印刷費・借上料・通信費**とする。

- ※1 旅費について、補助対象の上限を**委託費の3分の2**までとする。
- ※2 食糧費について、対象は**昼食代に限り**、一人あたりの上限は864円とする。
- ※3 消耗品費について、運営に必要なもののみ認める。**（メダルやトロフィー等は認めないので自己財源から支出すること）**
- ※4 借上料について、競技団体一個人間での原則として認めない。
- ※5 謝金については原則認めていないが、競技特性上、支払わなければならない場合のみ、謝金を対象経費として認める。**（帯同ドクターやコースセッター等）**
- ※6 報告書に添付する領収書に押印の無いものは認めない。**（名簿にサインは基本NG）**

2 経理の処理について

- 1) 実施要項（様式1）及び事業計画書（様式2）を、**事業開始の15日前まで**に鳥取県体育協会まで提出すること。
- 2) 実施報告書（様式3）・収支決算書（様式4）・請求書（様式5）を、**事業終了30日以内**に鳥取県体育協会まで提出すること。
- 3) 事業の経理は適正に執行し、これにかかわる帳簿・証票書類等は5年間保存すること。
- 4) 収支決算書には、第72回国民体育大会（第73回冬季大会）鳥取県予選会開催に要した全ての経費を記載し、それに伴う領収書を添付すること。
- 5) **参加料を徴収している場合は、必ず記載すること。**（参加料収入分はすべて自己財源として処理すること）

【問い合わせ】

公益財団法人鳥取県体育協会

担当：須寄

電話：0857-26-7802

FAX：0857-26-8133

電子メール：susaki-y@sports-tottori.com